

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における
自動車騒音の限度を定める省令の規定による区域の区分

平成24年4月1日

塩竈市告示第97号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定による区域の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

- 1 a 区域 塩竈市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- 2 b 区域 塩竈市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- 3 c 区域 塩竈市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域